

【会議録（概要）】

実施日時：令和7年（2025年）10月15日（水）午後2時～午後3時

会議名	令和7年度第3回 越谷市国民健康保険運営協議会	実施場所	越谷市中央市民会館5階 第2・3会議室
件名／議題	<p>【令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会】</p> <p>1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 国民健康保険税の見直しについてⅢ 4 その他 5 閉会</p>		
出席者等	<p>出席委員 醍醐委員、山崎委員、佐藤（勝）委員、山田委員、今井委員、 佐藤（陽）委員、長谷川委員、山本委員、岩本委員、中村委員、 会田委員、福島委員、加地委員、森田委員、得上委員、小野寺委員、 井上委員、上條委員</p> <p>欠席委員 大団委員、松田委員</p> <p>事務局等 野口保健医療部長 国保年金課：和田課長、須賀副課長、眞々田副課長、田中主幹、田川主査 収納課：久保副課長</p> <p>傍聴者 0名</p>		
●主な内容等	<p>【議事】 (1) 国民健康保険税の見直しについてⅢ (1) について会議資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行った。</p> <p>【その他】 次回開催は令和7年12月25日（木）を予定。</p>		

令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和7年（2025年）10月15日(水)午後2時～
場 所 中央市民会館5階 第2・3会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）国民健康保険税の見直しについてⅢ

4 そ の 他

5 閉 会

1. 開 会

○司 会 ただいまから令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本協議会につきましては、越谷市国民健康保険に関する規則第4条第2項により、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっております。本日は、委員総数20名のうち18名の方にご出席いただいておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

開催に当たりまして、当運営協議会の森田会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

森田会長、よろしくお願ひいたします。

2. あいさつ

○会 長 皆さん、こんにちは。会長の森田でございます。本日は、各委員の皆様、公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

10月に入って急に日中と朝晩の寒暖差が大きい状態でございましたので、健康にご留意ください。

さて、本日は「国民健康保険税の見直しについてⅢ」の議事が予定されています。委員の皆様から忌憚のない活発なご意見をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司 会 森田会長、ありがとうございました。

なお、大団弘之委員、松田裕一委員から欠席のご連絡をいただきておりますので、ご報告いたします。

また、被保険者代表の杉本陽子委員につきましては、国民健康保険の資格を喪失したため、本年9月21日をもって委員を退任されたことをご報告いたします。

次に、本日の会議資料等について確認させていただきます。

先日お送りさせていただきましたのは、

・次第

・資料：国民健康保険税の見直しについてⅢ の2点でございます。

また、本日お席に配付させていただきましたのは、

・委員名簿

- ・席次表
- ・資料：国民健康保険税の見直しについてⅢ の3点でございます。
なお、先日送付した当資料の一部に誤りがございましたので、修正後の資料を配付させていただきました。大変申し訳ございませんでした。
不足しているものはございませんでしょうか。

3. 議 事

- 司 会 それでは、議事に入りたいと存じますが、越谷市国民健康保険に関する規則第3条の規定に基づき、森田会長に議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願ひいたします。
はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、あらかじめ皆様のご了承をいただきたいと思います。
また、本協議会につきまして、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱に基づき会議を公開しております。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
- 事務局 傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 議 長 それでは、議事に入ります。はじめに、議事の(1)、国民健康保険税の見直しについてⅢを事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、表題2、国民健康保険税の見直しについてⅢとある資料に沿ってご説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。
前回までの協議会では、国民健康保険税の見直しについてⅠ、Ⅱの中で、本市の国民健康保険の現状や医療費縮減のための取組状況に加えて、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度に赤字を解消する必要があることについて協議を進めていただきました。今回は3回目になりますが、本市の国民健康保険税の負担状況や保険税率の見直し案についてご協議いただきたいと考えております。
それでは、資料の1ページをお開きください。はじめに、前回会議の振り返りをさせていただきます。(1)、今後の見通しにつきましては、1点目といたしまして、本市の国民健康保険の被保険者数は年々減少しており、今後も減少が見込まれております。

2点目といたしましては、市町村が都道府県に納付する事業費納付金ですが、こちらは総額については減少傾向にあります、1人当たりの納付金は増加傾向にあります。

3点目といたしまして、赤字額につきましては、現行の保険税率を維持した場合、赤字総額も1人当たりの赤字額も増加していくことが見込まれております。

(2)、本市の保険税率につきましては、1点目といたしまして、本市の税率は埼玉県が示す市町村標準保険税率と比較して、所得割率、均等割額ともに大きく不足している状況でございます。

2点目といたしまして、県内外の市町村と比較すると所得割率は中間に位置していますが、均等割額は低い水準となっております。

3点目といたしましては、他市町村も令和8年度に赤字を解消すべく、標準保険税率などを参考に保険税率の見直しを進めている状況でございます。

(3)、赤字削減に向けた取組につきましては、1点目といたしまして、医療データの分析に基づいて、今後、より効果的な保健事業を検討していくとともに、さらなる医療費縮減対策を推進していきます。

2点目といたしまして、第3期県運営方針における収納率の目標達成に向けて、引き続き収納率の向上の取組を進めてまいります。

(4)、保険税率の見直しについては、県運営方針に基づき、令和8年度に赤字を解消するには、1人当たり約2万3,400円引き上げる必要があるということを説明させていただきました。

続きまして、2ページ目をお開きください。国民健康保険税の負担状況についてご説明をさせていただきます。(1)、国民健康保険税の算出方法についてでございますが、保険税率の見直し案の説明の前に、そもそも国民健康保険税の課税額の計算方法などについて説明をさせていただきます。

図1をご覧ください。まず、国民健康保険税には、この図のとおり、①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分の3つから構成されておりまして、このうち①医療分と②後期分につきましては、全ての被保険者に対し課税されるのですが、③介護納付金分については、65歳から74歳の方のみ課税されるものとなってございます。

次に、本市の国民健康保険税について、①から③のそれぞれの区分に所得割と均等割の2つから構成されており、そのうち所得割につきましては、前

年度に一定額以上の所得があると課税されるものでございます。また、均等割額については、所得に関係なく被保険者数に応じて負担するものとなっておりますが、こちらにつきましては、後ほどご説明させていただきますが、所得が低い世帯については軽減措置があり、その軽減を受けている世帯が約半数近くを占めている状況でございます。また、この3つの区分については、それぞれ課税限度額というものがございまして、医療分が65万円、後期分が24万円、介護分が17万円、合計で106万円となってございます。それぞれの区分で限度額を超えて課税されることはありません。

下の表1をご覧ください。ここでは40代の単身世帯の方で、前年度給与収入が300万円、給与所得で202万円の場合を計算例として挙げております。収入と所得について分かりづらいところがございますので、参考資料として、12ページに参考①ということで記載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

3区分ともに、実際に計算に使うのはこの給与所得ということになります。給与収入から給与所得控除を差し引いたものが給与所得202万円ということになっております。所得割額の算定に当たりましては、給与所得から基礎控除である43万円を引いた後の赤い字の部分159万円が基準の所得金額となりまして、これに①から③、それぞれの税率を掛けたもの、例えば医療分であれば7.5%を掛けた11万9,250円となります。それと同様の計算を後期分、介護分も行います。

次に、均等割額につきましては、①医療分が3万1,900円、②後期分が1万1,500円、③介護分が1万2,000円となっております。

最後に、この①から③について、それぞれ所得割と均等割を合算して、医療分だと15万1,150円、後期分が5万1,250円、介護分は4万6,980円となり、年間の保険税額は3つの合計の24万9,200円と、このような計算となっております。

続きまして、3ページをお開きください。(2)保険税の軽減・減免制度についてでございますが、はじめに、①低所得者世帯に対する保険税の軽減につきましては、世帯の所得の合計が一定額以下の場合に、先ほどご説明した均等割額を7割、5割、2割減額する制度がございます。こちらは特に申請をする必要がなく、所得の申告さえしていれば、その申告された世帯の所得に基づいて自動で適用されるものとなってございます。軽減の対象となる基

準の所得につきましては、表の2のとおりになりますが、まず7割軽減のところをご覧いただきますと、まず43万円というところが基準となっております。そこに一定の所得、給与や年金がある方が世帯に2人以上いらっしゃると人数に応じて加算していく仕組みとなっております。

真ん中の5割軽減については、先ほどの43万円に同じように加算するものに加えて、世帯の被保険者数に応じて30万5,000円を加算していく仕組みとなっております。

最後の2割軽減は、53万5,000円を被保険者数の数に応じて加算していく仕組みとなっており、こちらもそれぞれ計算した所得以下であれば、それぞれの軽減の対象となるものでございます。計算例として真ん中にある部分となりますますが、4人世帯で40代の夫婦、子供が2人、給与所得者が1人と仮定した場合で計算いたしますと、7割軽減の対象は43万円以下、この10万円の加算は、給与所得者が2人以上いる場合となりますので、今回は該当しませんので、43万円以下の世帯であれば7割軽減ということになります。同様の計算をいたしますと、5割軽減の場合は43万円に、真ん中の10万円の加算はなく、最後に30万5,000円を4人分加算することとなりますので165万円、2割軽減の対象世帯は43万円に、やはり同様に10万円の加算はなく、56万円の加算を4人分加算することになりますので、267万円ということになりまして、それ以下であれば軽減の対象となる世帯ということになります。

このように基本的な仕組みとしては、被保険者数に応じてその軽減に該当する基準額が上がっていくような仕組みとなってございます。実際にその軽減される金額につきましては、現在、本市の均等割額は、一番下の表3のとおりとなっておりまして、医療分が3万1,900円、後期分が1万1,500円、介護分が1万2,000円で、合計5万5,400円となっておりますが、軽減世帯に該当する場合、矢印で軽減後の額を記載しておりますが、7割軽減の場合、合計で1万6,500円、5割軽減の場合2万7,600円、2割軽減だと4万4,300円に減額されることとなります。

続きまして、4ページをお開きください。一番上の表4になりますが、今ご説明させていただいた均等割軽減について、令和6年度の均等割軽減の適用状況の一覧となってございます。合計で2万3,316世帯ということで、全世帯の約半分の世帯がこの軽減の適用を受けていることが分かります。そのうち一番多いのが7割軽減で、全世帯の約4分の1が該当してございます。

続きまして、②の未就学児保険税の軽減につきましては、①の低所得世帯の軽減に加えて、未就学児のお子さんがいる世帯につきましては、その未就学児の方の均等割の保険税を半分にするもので、令和4年度に創設された制度でございます。こちらの適用状況については、表5になりますが、令和6年度で1,610人、合計で約1,700万円がこの制度によって軽減されてございます。

次に、③多子世帯に係る保険税の減免につきましては、本市独自の取組として、令和4年度から令和8年度までの時限措置として実施しているもので、子どもの多い世帯に対する保険税軽減策ということで、18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯につきましては、その第3子以降の保険税のうち、均等割保険税について全額免除を実施しております。令和6年度の実績は376人で、金額は約650万円の減免を実施しております。

続きまして、5ページをお開きください。(3)、課税限度額についてご説明させていただきます。国民健康保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がございますが、保険税は国民健康保険事業という特定の目的のために徴収する目的税でございますので、その負担と給付の関係から課税限度額という制度が設けられております。

右上の表7をご覧いただきますと、こちらが本市の令和7年度の課税限度額となります。先ほど額についてはご説明させていただきましたが、表のとおりとなってございます。この限度額につきましては、国が政令で定める基準の範囲内で条例により定めておりますが、来年度以降は、こちらが合計で109万円に引き上げる予定でございます。この課税限度額というのは、基本的には高所得世帯の方が該当するものでございますが、この制度によって所得が高い世帯の保険税は一定額に抑えられているということになります。

下の図の3と4をご覧いただきますと、右側の市県民税であれば、所得が上がれば上がるほど税額が増える仕組みとなってございますが、左の図のとおり、国民健康保険税については限度額が設けられておりますので、一定の所得以上の方については、限度額を超えて課税されないという制度になってございます。

続きまして、6ページをお開きください。(4)国民健康保険税の負担状況についてでございますが、真ん中の図5をご覧いただきますと、先ほどその軽減の制度がなければ点線の矢印のとおり基本的には所得が上がれば保険税

も比例して増加していくということになりますが、青い線のほうをご覧いただきますと、これは実際の国民健康保険税のグラフということになりますが、所得が低い層については、真っすぐの斜め線よりやや若干下がっている。これは、先ほどの軽減が適用されることによって負担が下がっているということでございます。

一方で、一定の所得を超えた、ここでいきますと右側のほうについては、一定のところを境に、横ばいということで、それ以上はいくら所得が増えたとしても限度額を超えては課税されないという仕組みになってございます。

下のポイントでございますが、国民健康保険税には、均等割軽減や課税限度額の制度があり、低所得者世帯や一定額以上の所得を有する高所得世帯の保険税負担は抑えられております。そのため、相対的に中間所得世帯の保険税負担が高くなっていることから、県が示す応能応益割合への見直しが重要な要素となっております。

続きまして、7ページをお開きください。3、保険税率の見直し（案）についてでございます。はじめに、（1）、応能応益割合につきましては、右側の図6のとおり、現状では所得割と応益割合が63%対37ということで、かなり所得割に寄っている状況でございます。目標としている53対47、こちらにつきましては、県が市町村保険税率として示す賦課割合ということになっておりますので、令和8年度については、こちらの数値で保険税率を設定してまいりたいと考えております。

続きまして、下の（2）の保険税率の見直しのシミュレーションについてでございます。今回お示しさせていただくシミュレーションの試算条件は、主に3点ございます。1点目が、令和8年度に赤字を解消するため、県が示す本市の令和8年度市町村標準保険税率を基に試算するものでございます。なお、今回につきましては、令和8年度の標準保険税率が11月中旬以降に示される予定となってございますので、令和7年度の標準保険税率を基に試算を行ってございます。

2点目につきましては、応能応益割合について、先ほどご説明させていただいたとおり、53対47として試算するものでございます。

3点目は、国の基準に合わせて、課税限度額を109万円として試算するものでございます。

この3点の前提条件を基に保険税率のシミュレーションを行った結果が8

ページのとおりとなります。なお、大変申し訳ございませんが、8ページの数値に一部数値に誤りがございましたので、本日お配りしました差し替え版の8ページをご覧ください。

シミュレーションの前提条件の1つ目でお話ししたとおり、あくまでも今回は県が示した令和7年度市町村標準保険税率とした場合の試算となっております。したがいまして、今年度この税率にすれば、今年度の赤字が解消されるといった税率となってございます。なお、次の会議、後ほど会議の最後のところで日程の案を示させていただきますが、12月の下旬に次の会議を予定させていただいておりまして、県から11月の中旬以降に令和8年度の標準保険税率が示されますので、次回はその数値に置き換えて、改めてシミュレーションをお示しさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、左上の表8の一番下の合計の欄をご覧ください。税率につきましては、所得割が現状の12.20%から12.65%で0.45%の増加、均等割額は5万5,400円から7万9,734円で2万4,334円の増加となります。

次に、下の表10をご覧ください。こちらは所得階層別の保険税の影響を示したものとなってございます。こちらは前提の条件といたしまして、3つの条件を設定しております。まず、条件1としては、50代の単身世帯の場合、条件2が65歳以上の夫婦の場合、条件3が40代の夫婦と未就学児の子ども1人の場合ということでお示しをさせていただいております。

なお、表の一番右が所得階層割合のそれぞれのパーセントということになっておりまして、越谷市の国保ではゼロから43万円の所得の方が一番多くて28.84%、続いて100万円から150万円が10.73%となってございます。そのため、この層を中心に説明させていただきます。

はじめに、条件1をご覧いただきますと、所得がゼロから43万円の世帯の場合は7,200円の増加、次に所得150万円世帯が2万9,200円の増加となります。次に、1,000万円及び1,000万円超につきましては、増加額が3万円となっておりますが、こちらは保険税率の見直しによる増加というよりは、先ほどの課税限度額を106万円から109万円に引き上げることの影響でございます。条件1の場合、所得が700万円の世帯の増加額が最も大きく、5万4,000円の増加となっております。

次に、条件2をご覧いただきますと、65歳以上の夫婦で所得が一番上のゼロから43万円の世帯ですと1万1,600円の増加、150万円世帯ですと3万

5,400円の増加となります。次に、1,000万円及び1,000万円超につきましては、先ほどと同様、増加額は3万円ということになってございます。こちら条件2の場合につきましても、所得割が700万円の世帯の増加額が最も大きく、6万4,600円の増加となってございます。

最後に、条件3をご覧いただきますと、所得がゼロから43万円の世帯の場合は1万7,300円の増加、150万円世帯ですと5万1,600円の増加となります。限度額超過の世帯については、先ほどまでと同様でございます。

なお、8ページの下段の表10についてグラフ化したものが、元の資料の9ページから10ページにかけて掲載していますので、後ほどご参照いただければと存じます。

続きまして、10ページをお開きください。下段の（3）のシミュレーション結果でございます。こちらについては大きく3点ございます。1点目が医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分で所得割率、均等割額ともに引き上がるため、所得が高くなるにつれ現行と比べた見直し後の増加額が大きくなります。

2点目が、所得約100万円未満の世帯については、均等割額の軽減対象となります。均等割額そのものの増加額が大きいため、軽減対象世帯の影響も大きくなっています。

3点目は、以上の結果、特に中間層の増加額が大きくなるといった結果が出ております。

次に、11ページをお開きください。（4）過去の税率改定との比較となります。平成20年に後期高齢者医療制度の創設に伴いまして保険税率の見直しを行った後は、令和元年度に見直しを行っておりますが、これは、平成30年度からの国保の広域化を受けての見直しということになってございます。令和元年度は1人当たりの影響額が約5,400円、令和4年度が1人当たり6,600円、令和6年度の見直しの際が4,580円となってございます。先ほどお示しました令和7年度の標準保険税率のシミュレーションによる影響額については、1万6,600円となってございます。

下のポイントのところでございますが、1点目の令和7年度の標準保険税率によるシミュレーションでは、1人当たり約1万6,600円の引上げとなります。

2点目といたしましては、次回の会議では、11月中旬に埼玉県から示され

る令和8年度の標準保険税率によるシミュレーションをお示ししますが、上記の令和7年度標準保険税率より増加する見込みとなってございます。これは、医療分だけではなく、後期高齢者支援金分、介護納付金分についても、やはりそれぞれの制度での給付費の増加というのが見込まれておりますので、7年度に示されたものより上がるというふうには予想しているところでございます。

最後に、16ページをお開きください。こちらは参考資料としてつけさせていただいておりますが、これまで国に対する財政措置の拡充など、これまで行ってきている要望の状況につきましてご説明をさせていただきます。資料に掲載させていただいたのは、令和6年10月以降の要望となってございます。中核市市長会や全国市長会などの団体を通じまして、国に対する様々な要望をしておりますが、主なものを申し上げますと、16ページの表の上から3つ目になりますが、国の施策及び予算に関する指定都市市長会、中核市市長会からの要望といたしまして、点の1つ目になりますが、「国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の高齢化の進展や職業構成の時代的変化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うとともに、1人当たりの医療費が増嵩傾向にある中で、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化を推進するためのさらなる財政措置を講ずること。」ということで、国庫負担の拡大による財源強化と、さらには医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うといった、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとするための要望を行っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から「国民健康保険税の見直しについてⅢ」について説明がありましたが、委員の皆様からのご意見やご質問はございますでしょうか。いらっしゃいませんか。

2号委員の方でどなたかいらっしゃいますか。

○委員 これだけ値上げして、赤字はどのぐらい出る予定でしょうか。

○議長 事務局お願いいたします。

○事務局 お答えいたします。

令和7年度に仮にこの税率にすれば、赤字が解消するということになりますので、現状約10億円見込まれている赤字が一気に解消することになります。

ただし、実際税率を引き上げて税収として増加する部分プラス今回均等割と所得割との割合を変え、均等割の割合を多くすることによりまして、先ほどの低所得者への軽減額に対する、国、県、市の公費が入りますが、この公費についても億単位の増収が見込まれます。そのため、赤字解消分のすべてが被保険者の負担となるわけではございません。

○議 長 ありがとうございます。そのほかいらっしゃいますか。

○委 員 11ページのこちらの表なのですけれども、7年度1万6,600円1人当たり上がるという金額なのですが、従来、平成20年からやってきて、桁が違うのです。標準保険税率で上げたいというのは重々分かりますけれども、これだけ保険税が上がってしまうと実際払えなくなってしまう人が出てきてしまうと思うのですが、これメリットとしては赤字解消ということで、大前提でいいのですけれども、デメリットとしては、どういったものを市としては考えているか教えてください。

○議 長 事務局お願いします。

○事務局 お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、平成30年度以降、その当時にあった赤字を数年かけて、そのとき平成30年ですから、現在までですと7年間たっているわけでございますが、段階的に赤字を解消していくこうということで取り組んできた経過がございます。しかしながら、県単位化して、毎年、県全体の医療費を見込んで各市町村に納付金というものが幾らですよということで示されるわけですが、その間、コロナ等もございまして、毎年納付金の額が上下するような結果というのがございまして、その都度赤字解消計画についても見直しを進めてきたところですが、結果としまして、被用者保険の適用拡大などの影響もございまして、見通しどおりに赤字解消が進んでいない現状がございます。これに関しては、本市だけではなく、埼玉県内の市町村、どこも同じような悩みを抱えておりまして、今回、お示ししたような額につきましては、近隣の市町村、例えば春日部市とか草加市をはじめ県内市町村、やはり1回はというかどこかのタイミングで大きな改定をしないと標準保険税率には追いつかないという現状がございます。

委員がおっしゃった改定することによってのデメリットというところは、先ほどお話しいただいたとおり、収納率の低下というところは懸念点としてございます。やはり税率を改定することによりまして保険税額というのが目

に見えて変わってくるというのがございますので、ぎりぎりで生活されている方などは、影響が大きいと考えられ、さらには、物価高というのもございますので、生活に直撃してしまうということは懸念しております。したがいまして、保険税のお支払いが困難である方に対しての納税の相談というところをきめ細やかに進めることによりまして、滞納額が増えていくことがないよう対応してまいりたいと考えております。やはり収納率は懸念点として考えているところでございます。

○委 員

ありがとうございました。言いたいことは重々よく分かるのですけれども、現実的にこれで通せるのですか。桁違いの額を、どこの市も同じだよということがまかり通るのであればいいと思うのですけれども、一番知りたいのが、ではこれに対して何か救ったものをやるのですかというところです。というのは、何かを削るなり何かを再度見直すなりという、今文書だからこういうふうになってしまるのは重々分かるのですけれども、要は我々を集めて協議しているのも、何かいい方法はないのですかというところだと思うのです。例えば高所得者は限度があって、それ以上払わなくていい、それはもうもともと国が言っている公平なあれでやるからとは重々分かるのですけれども、お金のある人は制限されて、お金のない人は延々と払ってください、言葉は悪いのですが、そうなってしまうのです。例えば高所得者の場合の限度額、これは同じように上がっているのですよね、毎年。そこの確認をお願いします。

○議 長

事務局お願いいたします。

○事務局

お答えいたします。課税限度額につきましては、毎年見直しが行われておりますが、来年度3万円引き上げる予定で、毎年のように課税限度額は改定している状況です。後期高齢者医療制度が開始された平成20年度の課税限度額は、68万円ございました。現在、本市の限度額は106万円となっておりますので、17年間で大体40万近く限度額が引き上げられており、高所得者の方は毎年のように2万円から3万円程度の見直しが進められているところでございます。

○委 員

ありがとうございました。

あと、4ページに多子世帯に係る保険税の減免は、本市独自の取組とあります。第3子以降の保険税、これ例えば人数ではなくて軽減することにより651万3,300円、これが半分返ってくるよ、その分均等割で、本当に何十円

の世界ですけれども、こういったものが安くなるのではないかという、そういった検討等は特にされていないですか。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局 お答えいたします。

③の標題の右側に令和4年度から令和8年度までとありますが、こちらは県の運営方針で令和9年度から保険税水準の準統一、さらにはその前年度である令和8年度までの赤字解消が目標とされておりましたので、当市で段階的に保険税を見直すという中で、令和4年から8年度までの時限としてこちらの減免制度を設けた経過がございます。統一の保険税になりますと、市町村独自の減免というのができないというのが前提となりますので、8年度でこれを廃止した以降は、基本的には市町村独自の保険税の軽減策というのは取れずに、県全体で、仮になのですが、財源等との相談にはなりますが、市町村と県の協議の中で、埼玉県独自の軽減制度を設けようということになれば可能性はありますが、市町村独自の減免と軽減制度というのは設けられないものということで理解しております。

○委 員 ありがとうございました。また11ページに戻ってしまうのですけれども、この表を見る限り、これだけの額を一遍に上げるという部分が引っかかってしまうのです。今まで上がったのは平成20年度、前年に比べて8,096円上がってから5,000円、6,000円、4,000円、次に7年度が1万6,600円ですと、もともとの2万3,400円とすれば、8年度は6,800円上がる。要はずっと上がっていってしまうということなのですけれども、7年度はどこかで上げなければいけないと先ほどあったのですけれども、これを例えば2年間に分けるなり4年間に分ける、経過措置みたいに8年度対象ではなくて、9年、10年だとそれを4分割すると1万円ぐらいになるので、そういった方法はできないのですか。8年度で対象だよというのがお題目になっているという考え方、無理なのですよね。分かっていないと無理なのですけれども、でもこの1万6,600円といきなり上がって、低所得者は軽減策があり、金額がこんなに上がらないのは重々分かるのですけれども、中間層がこれだけうんと上がってしまうという人もいると思うので、その辺は上げられるのですか。逆に私は心配してしまうのですけれども、これだけ上げてしまうことは今まであったのでしょうか、その確認をお願いします。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局

お答えいたします。

まず、分けてという部分につきましては、現状はやはり県内の他市町村でも同じような懸念が出ておりましたので、目標の年度を延ばすことというのはどうかという議論は出た経過がございます。ただ今回、経過をお示ししたのが、今までも段階的に赤字解消を進めてきた中で、様々な社会情勢の変化や、先ほどの被保険者の減少とかの影響もございまして、見込みどおりに進んでいないという現状がございます。今後につきましても、今回の赤字分だけではなくて、先ほど申し上げました医療費などの自然増部分についても見込まれる中で、数年に分けて進めればソフトランディングできるかと言えばなかなかやはり難しいと考えております。

結果として後ろ倒しになって一気に赤字解消というところがございますので、被保険者の方には、段階的ではないというところでのご負担というのをかけすることにはなってしまうのですが、これについて、今のところ県内市町村においては、やはり8年度をまず目指してやっていくということで進めているところがございますので、そこを延長するということは、難しいものと理解しております。

○委 員

ありがとうございました。説明は頭では重々分かるのですけれども、しうがないと言われればそれまでなのですけれども、被保険者代表としては、いいですよとなかなか言えないかなとは思っていて、いろいろ資料で説明があって、抜本的な対策であったり、1ページには赤字解消に向けた取組として医療データの分析とありますが何の医療データか教えてください。

○議 長

事務局お願いします。

○事務局

こちらにつきましては、国民健康保険の被保険者の方が医療機関に受診された医療データということで、現在もそのデータを基に様々な保健事業に取り組んでおりまして、疾病の傾向などを踏まえて、どういった事業が必要かということで、毎年検討している状況にございます。なので、今後につきましても、疾病の傾向を踏まえた事業展開をすることによりまして、将来の医療費の伸びを少しでも抑制していくということを目指し、データを活用した保健事業を実施していくという部分での文言でございます。

○委 員

医療データとは俗に言うKDBというものですね。

○事務局

そのとおりでございます。

- 委 員 あともう一点、収納率目標の達成について、引き続き収納率向上に向けた取組として、何か代表する取組があれば教えてください。
- 議 長 事務局お願ひします。
- 事務局 収納率の向上に向けた取組としては、滞納している方々に督促状や催告書などを送付することで納税相談を受けるきっかけづくりをすることです。納税相談を行い、滞納者が自ら納付を続けることが収納率の向上につながると思います。また、10月から12月は埼玉県内で滞納整理強化期間として、広報活動の実施や差押えの目標件数を定め、収納率の向上に取り組んでおります。
- もちろん、委員が言われたとおり、国民健康保険税の税負担が上がることでお支払いできない方々が増えることが考えられますが、滞納者の收支や生活状況等を聞きながら、納付を進めていく取組を実施してまいりますので、ご理解いただければと思います。
- 委 員 ありがとうございます。一生懸命説明していただいて、頭では十分に分かっているのですけれども、それでもやっぱり金額がちょっと何とかなりませんかねというのが私の気持ちです。
- 議 長 ありがとうございました。
- そのほかにどなたかいらっしゃいますか。
- 委 員 質問ですけれども、11ページの下段のポイントの欄に「令和8年度の標準保険税率によるシミュレーションをお示しするが、上記の令和7年度標準保険税率より増加する見込みである。」という記載があるのですけれども、ここについてもう少し詳しくお聞きしたいのですけれども。
- 事務局 お答えいたします。
- こちらの記載につきましては、今回お示ししたシミュレーションにつきましては、令和7年度に、もし本市の保険税率をこの値にすれば赤字がないということで県から示された数値になってございまして、次回は令和8年度のシミュレーションをお示ししようとしているのですが、基本的には先ほど申し上げた国民健康保険税というのが、医療分、後期高齢者支援金分、介護分ということで分かれておりまして、医療分というのが国民健康保険の医療費ということになるのですが、こちらについても基本的には総額は被保険者が減っているので減っているのですが、1人当たりの額という意味では毎年増えているので、この税率の設定をする際にはやはりその伸びの分だけ増えるというのが基本になってまいります。

残りの2つの後期高齢者支援金と介護納付金分というのは、こちらの国保側で何とかできる取組はないのですが、後期高齢者支援金という75歳以上の医療費、そこに対する支援金ということになるので、そこについても毎年やはり1人当たりの額というのは伸びております。同様に、介護の納付金は、65歳以上ですと介護保険料に当たるものになりますので、こちらもやはり1人当たりの額ということになると上昇傾向になる状況を踏まえますと、7年度と比較すると8年度増加する見込みであると考えております。

また、8年度については、先ほどの3つ以外にさらに子ども・子育ての支援金というのが加わるので、その分の負担も増えると考えております。現在、国から示されている中では、1人当たり年間3,000円ぐらい増加する見込みでございます。

○議長 ありがとうございました。

○委員 ありがとうございました。いずれにしろ、また1年後も増加ということですね。

○事務局 そうですね。

○議長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございました。

○議長 そのほかにどなたかいらっしゃいますか。

○委員 すみません、質問がございます。

課税限度額についてお伺いしたいのですけれども、こちらの金額というのは、国で決まっている金額になるのでしょうか。質問した意図としては、被用者保険はもう少しこの上限額が高いと思うのです。月額でいうと135万円ぐらいまで、ずっと保険料は上がり続けるのに比べて、随分低いかなという印象があるので、これがどのように決まっているのか教えてください。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 お答えいたします。

5ページの右上の表の7をご覧いただきますと、今年度令和7年度の本市の限度額が106万円、こちら条例で定めているものでございますが、国の基準といたしましては、今年度は109万円となっておりまして、当市は3万円ぐらい低い状況にございます。当市のこれまでの経緯といたしまして、国が限度額を示すのが、年度末、3月の末になるものですから、条例改正を翌年度ということで、国が定める政令の1年遅れということになっておりますので、

現状、国では今年度109万円ということなので、おっしゃられた135万円よりは低い状況にございます。実際この限度額の見直しが毎年行われているというお話をさせていただいたのですが、一応国の説明ではそういった物価であるとか、あと被用者保険との額の兼ね合いというのも踏まえた上で設定していると伺っております。

○委 員 ありがとうございます。

○議 長 ありがとうございます。

そのほか、どなたかいらっしゃいますか。

○委 員 すみません、私はちょっと今よく分からぬで質問するかも分かりませんけれども、お許しください。

収納率の向上に向けて取り組むということなのですけれども、納税相談は大体年間どれぐらいの件数があるのでしょうか。

○議 長 事務局お願いします。

○事務局 納税相談につきましては、年間何件くらいあるかというのは、今、私のほうで数字は持ち合っていないのですが、1日に約2、30件の来庁相談がございます。滞納されている方々に、督促状や催告書等を送付することで、電話での相談や来庁での相談につなげています。

○委 員 随分あるのにびっくりしましたけれども、それでも連絡も来なくて納めない方には、直接自宅のほうに出向くというようなことはあるのでしょうか。

○議 長 事務局お願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。

連絡がない人もいらっしゃいます。そういう方に対しては、電話催告や文書催告、臨宅を行っております。それでもご連絡ない場合は、財産調査等を行ったうえで、財産の差押えをしております。

○議 長 ありがとうございました。

そのほかの方で何かございますでしょうか。

○委 員 これだけ一度に上がる、先ほど委員がおっしゃったように、本当に理解が得られるのかどうかというよりも、現状はやらざるを得ないというのは、確かに頭では分かるのですけれども、かなりインパクトの大きい数字だなということは感じております。ただ問題は、やっぱり収納率が落ちるのではないかということと、令和8年、9年、10年を考えた場合に、後期高齢者の医療費も年々上がっていっておりましたし、介護保険なんか医療費も毎年1兆円ぐ

らい上がっているのです。そうすると、とても今回これで赤字が解消されたからオーケーということには決してならないというか、今後もさらに毎年赤字がどんどん増えていくとなると、また上げざるを得なくなってくるということです。一体どこまで上げられるのかと。それが国民がどこまで耐えられるのか。国が言っているように5年で収入が100万円ぐらい上がれば、それに対応できるのかもしれませんけれども、今、物価高の中で、政府が言ったように2万円支給とか言っていても、これだけでも吹っ飛んでしまうというような現状を考えると、ほかの物価高も考えるとかなり厳しい状況かな。その3年後ぐらいのシミュレーション的にはどういうふうに考えているのですか。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 お答えいたします。

そこのところについては、先ほど申し上げた県全体の医療費等の推計が必要となりますので、県で、荒いものではあるのですが、シミュレーションを行っている経過はございます。これまでの医療費などの伸び率であるとか被保険者の減少率というのを踏まえた上で試算してまいりますので、現実としてはやはり右肩上がりに上がっていくといったような試算が出ております。

○委員 そうすると税率が今12.65%というのは、これが13%になり14%になるかもしれないということですね。それは覚悟してもらうということで。

○議長 ありがとうございました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

○委員 すみません、これまでの会議で出ていたかもしれないですが、未納のことで、大体この所得階層割合を見ると何となくうなづけたのですが、未納に対してどのくらい給付等の相対性というか、例えば未納で給付がかなり高いとか、その辺の割合とかが分かったらと思ったのですけれども。未納者の給付、よろしくお願ひします。

○議長 事務局お願いします。

○事務局 お答えいたします。

こちらの階層別で見ますと、所得階層別に見た給付率みたいな感じでよろしいですか。保険税の未納に対するという部分になりますでしょうか。

○委員 そこに関してはこれで分かって、こんな感じなのだろうなと思ったのですけれども、未納者がいてという話が結構、それを解消するとというお話があったものですから、未納に対しての例えば給付がどのぐらい行われているか

とか、その辺のことです。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局 お答えいたします。

実際に未納者の方のうちどれくらい給付しているかという統計が取れているわけではないので、数字的に申し上げることができませんが、未納の有無にかかわらず、医療にかかる方というのは一定数いて、例えば未納の方の給付が多いということはないかとは考えておりますので、そこに関しての相対性というのは、そこまでないのかなとは捉えております。

ただし、感覚的な話になってしまふかもしれないのですが、所得階層別というので見たときに、通常高額療養費ということで限度額の認定証、入院とかされる場合に取得するものがあるのですが、それを取得する割合というのは、所得が高い割合よりは低い割合の方のほうが多いというふうに捉えております。ただし、これにつきましても、所得がある方というのは、限度額認定証を取らないで、一度医療費を支払ってから後で還付を受けるということもできますので、そういう事情もあって少ないとあることがあるかもしれません、感覚的には低所得者の方の医療費のかかる割合が多いのかなというところは感じているところでございます。

○委 員 ありがとうございます。

○議 長 ありがとうございました。そのほかにどなたかいらっしゃいますか。

○委 員 改定の要素というのは、もうどうしようもないのかなと思うのですが、以前頂いた資料では、前回2年前のこの諮問の回答で、その時点で、令和8年度には赤字を解消しましょうと。ただし、そのときは、回答としては、急激に料率を上げるのは大変だから、6年度と8年度の2回に分けて、いわゆる激変を避けるためにということだったのですが、実際今回の諮問されているのは2回目の8年度を見直してくださいということだったのですが、その2年前のときに、令和8年度、今回いろいろ協議されていると思うのですが、このときというのはどのぐらいの増減を見込んでいたのですか。2年間でこれだけ変わってきたということは、今後そのシミュレーションを出すといつても、かなり誤差が大きくなるのではないかという、懸念を持ったものですから、そのときのことを教えていただければと思います。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局 お答えさせていただきます。

2年前、確かに令和6年と8年度に分けて赤字を解消していくということで、その時点で見込んでいた、今後の医療費の伸びであるとか、先ほどの介護とか後期高齢者の伸びというのも踏まえた上で試算を行って令和6年改定を行っております。しかしながら、影響が大きかったのが被用者保険の適用拡大ということで、このシミュレーションするに当たっては、被保険者の人数であるとか、あとは所得というのも踏まえた上で税率を考えていくわけですが、一定の所得のある方が被用者保険に移られたということで、結果としてなのですが、所得が相対的に低い方が国保に残っているかなというのをございます。そういうこともございまして、その時点では2か年をもって解消していくということで進めていたところですが、蓋を開けてみると1人当たりの給付費の伸びなどが見込んでいたより大きく伸びているというのもございまして、今回のような数字をお示しすることになってしまっております。

○委 員 ありがとうございます。保険税が上がることについては、市の皆さんに一生懸命ご説明していただくしかないのかなと思います。単純にこれだけ見てしまうと、1人当たりこれだけ保険税が上がりますよと。払うほうにとってみれば、上がった分のメリットが見えないです。それを言うと何か医療サービスが変わる云々という話ではない。ただ、これやらないと保険だけで言っていますけれども、いわゆる医療全体で提供いただく方たちのところも考えての保険だと思うので、そこら辺の説明とかをきちんとされないと、上がるだけみたいなことになってしまうのでという気がしています。余計なことかもしれませんけれども、そこら辺のご説明をよろしくお願ひできればと思います。

○議 長 事務局お願いします。

○事務局 ありがとうございます。確かに実際税率改定をして、その例えは翌年とかに上がったけれどもどうなのという方に対してご説明をする際に、やはり実際、保険税がこれだけかかっていますと。それに対して医療費としては年間これだけかかっていて、こういう仕組みの中でこの部分を保険税としてお支払いいただいているということで、仕組みも含めて丁寧にご説明をさせていただいてご理解をいただいているようなところがございますので、今回は、今までの比でないぐらいそういったお問合せが増えることも想定しておりますので、そこに対しては分かりやすく丁寧に説明をさせていただきたいと考えます。

えております。

○委 員 よろしくお願ひします。

○議 長 ありがとうございました。そのほかの方でどなたかいらっしゃいませんか。

○委 員 今のお話の中で、被用者保険のほうの適用拡大の話が出てきたかと思いま
す。今後さらに拡大していく中で、被用者保険からの拠出金というのですか、
国保に対する補助というのは、それを増やしてもらう方向での話というのは、
制度間の中で進んでいるものなのでしょうか。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局 お答えいたします。

その部分については、特段国からその部分を拡大して被用者保険から、前
期高齢者交付金ということかと思うのですが、そこを拡大するという話は伺
っておりませんで、やはり被用者保険の方についても、実際は年々当然、人
は減っているでしょうし、それに対して医療費の負担、国民健康保険の支援
という形での負担が増えるというのはなかなか難しいところもあると思いま
すので、国保側としては、国には、その医療費に対する定率の負担であると
か、そういうところをしっかり増やしてもらって、少しでも保険税負担の伸
びというのを抑制してほしいということで要望はしております、被用者保
険からの支援拡大については、要望はしていないですし、国からそこを拡大
するということは伺っていない状況でございます。

○委 員 分かりました。ありがとうございます。おそらく適用拡大すると、今この
収入のある程度ある世帯の人たちが抜けていくことが想定されて、さらに低
所得の人たちが残っていくのではないかなどという気がするので、国庫負担だ
とか、そういったところだけではなく幅広い目で、少しこのお金を集める方
法というのを検討できてもいいのかなと個人的に思います。

○議 長 事務局お願ひします。

○事務局 すみません。先ほどの説明の中で、被用者保険からの支援拡大というお話
は伺っていないということだったのですが、結果としてのお話なのですが、
適用拡大で被用者保険のほうに移ることによって、先ほど国保の医療費の3
分の1を交付していただいている前期高齢者交付金というのが、実際の数字
として増える可能性は計算上あるかなとは考えてございます。

○委 員 分かりました。ありがとうございます。

○議 長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

事務局お願ひします。

○事務局 先ほど納税相談の実施件数についてのご質問がございましたが、今資料が出てきましたので、ご報告させていただきます。

令和6年度の納税相談の実施件数は、市・県民税も含めての数でございますが、来庁相談が3,231件、電話相談のほうが4,150件、合計で7,380件でございます。

○委 員 ありがとうございます。

○議 長 ありがとうございます。そのほかどなたかいらっしゃいますか。

ないようですので、それでは、委員の皆様からのご意見を踏まえて事務局から補足説明はあるでしょうか。

○事務局 すみません。このたびお示ししたのが今年度の標準保険税率ということで、具体的な内容を見るに当たって、足りない部分はあったかと存じますが、12月に予定しています次回の協議会におきましては、8年度、来年度の税率の見込みを示させていただいた上で、ご協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議 長 ありがとうございます。それでは、以上で本日の議事は終了いたしました。

4. その他

○議 長 次に、4のその他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ご意見がないようですので、以上をもちまして本日予定された内容につきまして、無事終了いたしました。皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の任務を降ろさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

5. 閉 会

○司 会 森田会長、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。

なお、次回の運営協議会の日程でございますが、12月25日木曜日午後2時から中央市民会館4階のA・B会議室で開催を予定しております。開催通知につきましては、別途お送りいたします。

また、本日の会議録でございますが、後日作成できました段階で委員の皆

様に送付させていただきますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

最後に、閉会に当たり、加地副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

○副会長 以上をもちまして、令和7年度第3回越谷市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。次回もよろしくお願ひします。お疲れさまでした。